

ID: 261

担当部署: 建設課

<b>処分の概要</b>	占用料等の還付承認		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	八頭町法定外公共物管理条例 第8条ただし書		
<b>例 規 番 号</b>	平成17年条例第156号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (占用料等の還付)  第8条 既に納付された占用料等は、還付しない。ただし、町長が特別な理由があると認めるときは、当該占用料等の全部又は一部を還付することができる。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成26年7月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日